

資料 4－1

リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)

高速交通網の整備が期待されるなかで、リニア中央新幹線は本県の発展に重要な役割をになうものであるが、列車の走行に伴って発生する騒音等の防止には万全を期することが必要である。

昭和 50 年 7 月 29 日には環境庁告示により「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定され、新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策等を推進する際の目標が示された。このため、リニア中央新幹線の建設により、信州のすぐれた自然及び生活環境が損なわれることのないように通過予定ルート沿線の地形、土地利用状況等について、調査・審議を重ねると共に、既に開業している新幹線沿線の状況調査等を参考にし、リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定のあり方について意見をとりまとめたので、県においては、速やかに下記の方針により地域類型指定を行われたい。

記

1 趣 旨

環境基本法第 16 条第 1 項（平成 5 年法律第 91 号）の規定に基づき、新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）の類型の当てはめは、環境基本法第 16 条第 2 項（平成 5 年法律第 91 号）、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）により当該地域が属する区域を管轄する知事に委任されている。

本地域指定は、このことに基づきリニア中央新幹線沿線区域の該当地域を指定しようとするものである。

2 地域指定の範囲

リニア中央新幹線の本線の線路の中心線（軌道中心線から等距離にある線をいう。）から両側それぞれ 400 メートルの範囲とする。

ただし、次に掲げる地域については指定を行わないものとする。

- (1) 都市計画法の用途地域のうち工業専用地域
- (2) トンネル区域（トンネルの出入口からトンネル中央部方向に 200 メートルの区間は除く。）の沿線地域
- (3) 河川区域
- (4) 都市計画法の用途地域が定められていない地域で、住居の存在しない山林、原野、農用地等、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常の生活環境を保全する必要がないと認められる地域

3 地域類型の当てはめ

- (1) 都市計画法の用途地域の定めのある地域

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地

域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域を類型Ⅰに当てはめ、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を類型Ⅱに当てはめるものとする。

(2) 都市計画法の用途地域の定めのない地域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に相当する地域を類型Ⅱに当てはめ、主として住居の用に供されている地域など類型Ⅱ以外の地域を類型Ⅰに当てはめるものとする。

4 地域指定の見直し

開業時に沿線の土地利用状況を調査して大幅な変更がある場合は地域指定の見直しを行い、以後の見直しは、概ね5年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行い、土地利用計画上の大幅な変更があった場合にも速やかに行うものとする。

5 付帯意見

- (1) 用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。
- (2) リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれることがないよう事業者に対し、必要な要請を行うこと。
- (3) リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応すること。